

貸借対照表

(2022年 3月 31日現在)

株式会社バンダイナムコスタジオ

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	19,133	流動負債	8,108
現金及び預金	78	買掛金	2,070
売掛金	3,483	未払金	1,014
仕掛品	2,788	未払事業所税	31
貯蔵品	36	未払費用	6
前渡金	3,410	契約負債	1,142
前払費用	224	預り金	57
短期貸付金	8,788	役員賞与引当金	68
未収入金	202	賞与引当金	3,193
未収収益	74	株式給付引当金	57
未収還付法人税等	45	未払消費税	466
固定資産	5,679	固定負債	594
有形固定資産	1,488	退職給付引当金	174
建物	1,160	資産除去債務	420
構築物	9	負債合計	8,703
機械及び装置	239	純資産の部	
工具器具及び備品	79	株主資本	16,109
無形固定資産	309	資本金	10
ソフトウェア	309	資本剰余金	4,553
投資その他の資産	3,881	その他資本剰余金	4,553
投資有価証券	2	利益剰余金	11,546
関係会社株式	175	利益準備金	2
長期貸付金	800	その他利益剰余金	11,543
差入保証金	413	繰越利益剰余金	11,543
長期前払費用	3	(うち、当期純利益)	965
前払年金費用	477		
繰延税金資産	2,160		
貸倒引当金	△ 150		
		純資産合計	16,109
資産合計	24,813	負債及び純資産合計	24,813

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

仕掛品・・・・・・・・・・ゲームソフト制作にかかる仕掛品については
個別法による原価法

貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法

貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

<主な耐用年数>

建物・・・・・・・・・・8～38年

構築物・・・・・・・・・・10～20年

機械及び装置・・・・・・・・・・4～10年

工具器具及び備品・・・・・・・・・・4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

<主な耐用年数>

自社利用のソフトウェア

研究開発用・・・・・・・・・・3年

その他・・・・・・・・・・5年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 株式給付引当金

従業員への当社グループ株式の給付に備えるため、当事業年度における発生見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当事業年度末における年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を超過している場合は、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による按分額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理することとしております。

また、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年（10年）による按分額を費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にゲームソフトの受託開発によるものであり、顧客が開発成果物を検収した時点において顧客に支配が移転したと判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね3ヵ月以内に回収しており、重大な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。